インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第３５号）第１７条第１項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和６年１１月２９日

川崎市長　福　田　紀　彦

１　本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

（１）インターネット上の電子掲示板「５ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

・「日本から出ていくべき」（事案番号１）
・「ゴミクズ×××××××（特定の民族の蔑称）ｗ」及び「殺しまくってやるわ」（事案番号３）
・「祖国に帰れることを　心よりお祈りしております」（事案番号４）
・「こんな国に住まないほうが良いよ」（事案番号５）
・「在日は日本から出ていけ」及び「出て行かなければ、首を切りおとせ」（事案番号６）
・「不法に滞在している犯罪者達は出て行け（ ・∀・）」（事案番号７）
・「行動が殺害一択になるじゃん」（事案番号８）
・「●●人（特定の民族名）が日本にいる事自体おかしいだろ」（事案番号９）

（２）インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

・「外来害獣と共存は無理」（事案番号１０）
・「いい加減帰ればいいのに」（事案番号１１）
・「本当に●●人（特定の民族名）なんて皆居なくなって欲しいよ」（事案番号１２）

・「祖国に帰るべきだろ」（事案番号１３）
・「出て行けと言う指摘は至って当然」及び「気化しろ（消えろ）は正しい」（事案番号１４）
・「早よ帰れ！」（事案番号１５）
・「害虫は殺すべし」及び「息の根を止めろ、この糞虫しぶといから」（事案番号１６）
・「なぜ、今だに日本に住み着いているんだよ」及び「速やかに母国へ帰還しろ」（事案番号１７）
・「「祖国に帰れ」と言われるのも当たり前」（事案番号１８）
・「帰国して頂け」（事案番号１９）

（３）インターネット上の短文投稿サイト「Ｘ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
・「在日●●人（特定の民族名）と在日△△人（特定の民族名）を強制的に送還しろ」（事案番号２０）

２　インターネット表現活動に係る表現の内容の概要
上記１（１）から（３）までに記載のとおり

３　拡散を防止するために講じた措置
（１）上記１（１）の表現を含む投稿について、「５ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
（２）上記１（２）の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。
（３）上記１（３）の表現を含む投稿について、「Ｘ」を運営するＸ　Ｃｏｒｐ．に削除を要請した。

４　拡散を防止する措置を講じた年月日
令和６年１１月２８日

５　その他
（１）上記１（１）から（３）までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
（２）公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当

しないという趣旨ではない。